



宮 崎 市 監 査 委 員 梶 谷 欣 也
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 伊 地 知 義 友
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 あ き ひ



定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

企画財政部(企画政策課、秘書課、財政課、資産経営課)の平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

平成 29 年 9 月 12 日から平成 29 年 10 月 20 日まで

4 監査の方法

企画財政部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査執行上の除斥

本監査にあたって、梶谷欣也監査委員は、平成 28 年度の企画財政部に係る事項について地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

6 監査の結果

- (1) 企画政策課、秘書課及び財政課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、資産経営課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(資産経営課)

①平成 28 年 4 月 1 日に設置許可した飲料水自動販売機(設置面積 1.17 m²)を平成 28 年 9 月 22 日に取替えた(設置面積 1.22 m²)時の使用料の算定について、増加した 0.05 m²分は許可日から日割りで差額使用料を算定して徴収すべきところ、取替え分が年度当初から設置されたものとして使用料を算定し過大に徴収していた。

誤 : $(18,000 + (1.22 - 0.8 \div 0.5) \times 18,000) - (18,000 + (1.17 - 0.8 \div 0.4) \times 18,000)$
= 1,800

正 : $(18,000 + (1.22 - 0.8 \div 0.5) \times 18,000) - (18,000 + (1.17 - 0.8 \div 0.4) \times 18,000)$
 $\times 191/365 = 941$

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(企画政策課)

- ①東京事務所の市外旅行について、旅行命令権者の承諾は得たものの、旅行命令書を起案する前に航空券を購入しているものがあつた。(平成28年度3件、平成29年度1件)
旅費支給条例において、出張等は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない旨規定されていることから、東京事務所の状況を考慮し、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。
- ②東京事務所の賞賜金などの支払いについて、相手方登録があるにもかかわらず、資金前渡者から業者に振り込んでいるため、振込手数料が発生していた。
支払先の中には宮崎市内の業者もあり、相手方登録を行っている場合もあることから、口座振替による支払いの検討など、経費節減及び予算の適正な執行に努められたい。
また、東京事務所の状況や社会情勢をふまえ、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。

(資産経営課)

- ①草刈業務委託について、区域によっては複数回定期的に随意契約により業務委託が発注されていた。草刈業務は、年間計画を立てることが可能であることから、業務を統一化できるものは集約して発注することにより経費節減につなげることができないか検討されたい。
- ②行政財産の使用及び普通財産の貸付において、同一会計内部局の取り扱いについて、具体的な手続きが全庁に周知されていないため、各課において異なった取り扱いを行っていた。ついては、現状と規則等を照らして取り扱いを明確化し、統一した取り扱いができるよう全庁に周知を図られたい。